

謝金規程

(目的)

第1条 本規程は、一般社団法人 日本放射線影響学会(以下「本法人」という)の主催事業等に伴う各種謝金の支払いの基準を示すものである。

(謝金の定義)

第2条 謝金とは、本法人が主催もしくは共催する学術大会、学会企画シンポジウム・ワークショップ、研究会、講習会等において、講演、講義、実技指導などを行う講師に対して支払われる金銭をいう。

(適用の範囲)

第3条 この規程に示す基準は、原則として本学会が主催もしくは共催する学術大会、学会企画シンポジウム・ワークショップ、研究会、講習会等に適用する。

(謝金の支給額)

第4条 謝金は、原則として1回につき20,000円(税抜)を上限として、理事長、財務担当副理事長及び関係理事の協議の上、金額を決定する。

2. 海外研究者招聘に関する謝金は招聘責任者の所属機関の基準に基づいた金額を上限として、招聘責任者の申請に基づいて金額を決定する。

(規程の変更)

第5条 本規程の変更は、理事会の決議による。

附則

本規程は、令和2年3月7日から施行する。